

## 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

### (2022年度以降入学生適用)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に対応する授業科目を各2単位以上修得することが必要です。

#### (中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)

○は必修科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目・単位数		本学の対応授業科目	単位	授業科目の 開講学部等	備考
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	教養科目	必修
体育	2	○スポーツA	1	教養科目	2科目 2単位必修
		○スポーツB	1	教養科目	
外国語コミュニケーション	2	○英語ⅠB	1	教養科目	2科目 2単位必修
		○英語ⅡB	1	教養科目	
情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎A	2	教養科目	1科目 選択必修
		○コンピュータ基礎B	2	教養科目	

※各種英語検定試験で認定された単位は、教育職員免許状取得の必要単位として使用することはできません。教育職員免許状に必要な科目は大学において新たに履修・修得する必要があります。

#### (小学校教諭一種免許状)

○は必修科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目・単位数		本学の対応授業科目	単位	授業科目の 開講学部等	備考
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	教養科目	必修
体育	2	○スポーツA	1	教養科目	2科目 2単位必修
		○スポーツB	1	教養科目	
外国語コミュニケーション	2	○英語ⅠB	1	教養科目	2科目 2単位必修
		○英語ⅡB	1	教養科目	
情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎A	2	教養科目	必修

※各種英語検定試験で認定された単位は、教育職員免許状取得の必要単位として使用することはできません。教育職員免許状に必要な科目は大学において新たに履修・修得する必要があります。